［一般財団法人消防試験研究センター］

# 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画を次のように策定する。

１．計画期間　令和７年４月１日～令和１０年３月３１日までの３年間

２．内容

目標１：令和１０年３月までに、所定外労働時間を一人当たり月平均１０時間以下を達成するため、ノー残業デーの周知徹底を図る。

＜対策＞

●令和７年４月～　各課、各支部において所定外労働時間の現状を把握し、ノー残業デーの設定と実行を再徹底する。

●令和８年４月～　前年度の実績をもとに、各課、各支部において所定外労働時間の縮減対策を具体的に定める。

●令和９年４月～　各課、各支部での所定外労働時間を本部総務課において評価し、推奨事項を共有する。

目標２：令和１０年３月までに、年次有給休暇（夏季休暇を除く）の取得日数を、一人当たり平均年間１５日以上とする。

＜対策＞

●令和７年４月～　各課、各支部における年間スケジュールを基に、計画的な年次有給休暇の取得を呼びかける。

●令和８年４月～　前年度の実績をもとに、各課、各支部において年次有給休暇の取得促進策を具体的に定める。

●令和９年４月～　各課、各支部での年次有給休暇の取得状況を本部総務課において評価し、推奨事項の共有する。

## 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律<br>第２０条に基づく情報の公表】

・年次有給休暇の取得率

| | 取得日数 | 取得率 |
|---|---|---|
| 令和７年中 | １１．４日 | ６１％ |